卸売販売業構造設備等概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 営業所の名称 | |  |
| 営業所の所在地 | |  |
| 業の種類 | | 条件を満たす卸・特定品目・サンプル・小規模 |
| 営  業  所  の  構  造  設  備  の  概  要 | 換気対策 （薬局等構造設備規則第3条第1号） | 換気扇（個数・位置）  事務所  　倉庫 |
| 当該卸売販売業以外の卸売販売業の営業所の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確な区別 （薬局等構造設備規則第3条第2号） | 独立建物、シャッター等による区分け |
| 面積は、おおむね100ｍ2以上とし、卸売販売業の業務を適切に行うことができるものであること。  　特定品目卸、サンプル卸、小規模卸にあっては、面積13.2ｍ2以上であること。  （薬局等構造設備規則第3条第3号） | 面積（事務所、倉庫を含む） 　　　　 ㎡  倉庫等  同一建物・敷地内・分置（距離　　　ｍ）  面積 　　 ㎡ |
| 医薬品を通常交付する場所は、60ルックス以上の明るさである。（薬局等構造設備規則第3条第4号） | ルックス |
| 冷暗貯蔵のための設備。（冷暗貯蔵が必要な医薬品を取り扱わない場合は不要）。  （薬局等構造設備規則第3条第5号） | 有　・　無  （有の場合の設備の概要） 別紙仕様書のとおり |
| かぎのかかる貯蔵設備。（毒薬を取り扱わない場合は不要）。 （薬局等構造設備規則第3条第6号） | 有　・　無  （有の場合の設備の概要） |
| 放射線医薬品を取り扱う卸売販売業の営業所については、薬局等構造設備規則第1条第2項から第4項までの規定を準用する。  　　　　　　　　　（薬局等構造設備規則第3条第2項） | 取扱の有無　　　　　　　有・無  （有の場合の設備） |
| その他 | 医薬品の適正管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置。 |  |
| 在庫額（小規模卸の場合） |  |